

茨城県奨学資金貸与条例施行規則等の一部を改正する規則

(茨城県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第 1 条 茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和 38 年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「納入通知書又は奨学資金納入通知書（様式第 14 号）により茨城県指定金融機関」を「納入通知書若しくは奨学資金納入通知書（様式第 14 号）又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関」に、「納入する」を「納付する」に改める。

(茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第 2 条 茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（平成 14 年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「納入通知書又は奨学資金納入通知書（様式第 15 号）により茨城県指定金融機関」を「納入通知書若しくは奨学資金納入通知書（様式第 15 号）又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関」に、「納入する」を「納付する」に改める。

(茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第 3 条 茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則（平成 16 年茨城県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「納入通知書又は奨学資金納入通知書（様式第 16 号）により茨城県指定金融機関」を「納入通知書若しくは奨学資金納入通知書（様式第 16 号）又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関」に、「納入する」を「納付する」に改める。

(茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正)

第 4 条 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和 50 年茨城県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「次条」を「第 7 条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(返還の方法)

第 6 条の 2 修学奨励資金の返還は、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）の定めるところにより発する納入通知書又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 1 月 24 日提出

茨城県教育委員会教育長 柴原 宏一

(提案理由)

奨学資金等の返還の方法について、従前の茨城県指定金融機関の窓口等での納付に加え、口座振替による納付を開始するために、所要の改正をしようとするものである。

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 12 条（略） （奨学資金の返還の方法） 第 13 条 条例第 7 条の規定による奨学資金の返還は、茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第 15 号)の定めるところにより発する<u>納入通知書若しくは奨学資金納入通知書(様式第 14 号)又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納入するものとする。</u> 第 14 条～第 21 条（略）	第 1 条～第 12 条（略） （奨学資金の返還の方法） 第 13 条 条例第 7 条の規定による奨学資金の返還は、茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第 15 号)の定めるところにより発する<u>納入通知書又は奨学資金納入通知書(様式第 14 号)により茨城県指定金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納入するものとする。</u> 第 14 条～第 21 条（略）

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第10条（略） （奨学資金の返還の方法） 第11条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)の定めるところにより発する<u>納入通知書若しくは奨学資金納入通知書(様式第15号)又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付するものとする。</u> 第12条～第21条（略）	第1条～第10条（略） （奨学資金の返還の方法） 第11条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)の定めるところにより発する<u>納入通知書又は奨学資金納入通知書(様式第15号)により茨城県指定金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納入するものとする。</u> 第12条～第21条（略）

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 9 条 (略) (奨学資金の返還の方法) 第 10 条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第 15 号)の定めるところにより発する<u>納入通知書若しくは奨学資金納入通知書(様式第 16 号)又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納入するものとする。</u> 第 11 条～第 15 条 (略)	第 1 条～第 9 条 (略) (奨学資金の返還の方法) 第 10 条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則(平成 5 年茨城県規則第 15 号)の定めるところにより発する<u>納入通知書又は奨学資金納入通知書(様式第 16 号)により茨城県指定金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納入するものとする。</u> 第 11 条～第 15 条 (略)

茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条（略） （借用証書） 第6条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに修学奨励資金借用証書（様式第7号）を教育庁に提出しなければならない。ただし、第2号に該当する場合であっても修学奨励資金の貸与を受けていないときは、この限りではない。 （1）条例第3条第2項に規定する修学奨励資金の貸与期間を経過したとき。 （2）<u>第7条</u>の規定による契約解除の通知を受けたとき。 <u>（返還の方法）</u> <u>第6条の2 修学奨励資金の返還は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）の定めるところにより発する納入通知書又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付するものとする。</u> 第7条～第17条（略）	第1条～第5条（略） （借用証書） 第6条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに修学奨励資金借用証書（様式第7号）を教育庁に提出しなければならない。ただし、第2号に該当する場合であっても修学奨励資金の貸与を受けていないときは、この限りではない。 （1）条例第3条第2項に規定する修学奨励資金の貸与期間を経過したとき。 （2）<u>次条</u>の規定による契約解除の通知を受けたとき。 第7条～第17条（略）

茨城県奨学資金貸与条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

（「茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和 38 年茨城県教育委員会規則第 9 号）」、「茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（平成 14 年茨城県教育委員会規則第 9 号）」、「茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則（平成 16 年茨城県教育委員会規則第 9 号）」及び「茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和 50 年茨城県教育委員会規則第 3 号）」の一部を改正する）

1 改正の理由

奨学資金等の返還の方法について、返還時の納入機会の拡大及び納入者の利便性向上を図り、納入率向上につなげることを目的として、従前の茨城県指定金融機関の窓口等での納付に加え、口座振替による納付を開始することに伴い、所要の改正を行うもの。

2 内容

(1) 第 1 条 茨城県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正

○本文

改正箇所	改正内容
第 13 条	＜返還の方法に口座振替の方法による納付を追加＞ 第 13 条を次のように改める。 （奨学資金の返還の方法） 第 13 条 条例第 7 条の規定による奨学資金の返還は、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）の定めるところにより発する<u>納入通知書若しくは奨学資金納入通知書（様式第 14 号）又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付するものとする。</u>

(2) 第 2 条 茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部改正

○本文

改正箇所	改正内容
第 11 条	＜返還の方法に口座振替の方法による納付を追加＞ （奨学資金の返還の方法） 第 11 条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）の定めるところにより発する<u>納入通知書若しくは奨学資金納入通知書（様式第 15 号）又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付するものとする。</u>

(3) 第3条 茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則の一部改正

○本文

改正箇所	改正内容
第10条	<返還の方法に口座振替の方法による納付を追加> (奨学資金の返還の方法) 第10条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)の定めるところにより発する納入通知書若しくは奨学資金納入通知書(様式第16号)又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、<u>茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付するものとする。</u>

(4) 第4条 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正

○本文

※返還の方法について、規定がなかったため追加するもの

改正箇所	改正内容
第6条	<1条を追加することに伴う条ずれの改正> 第6条第2号中「次条」を「第7条」に改める。
第6条の次条	<返還の方法を追加> 第6条の次に第6条の2として次の1条を加える。 (返還の方法)※ 第6条の2 修学奨励資金の返還は、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)の定めるところにより発する納入通知書又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、<u>茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付するものとする。</u>

3 施行日

公布の日